<table>
<tr><td colspan="4">平 成 26 年 度　　　工　　事　　設　　計　　書</td></tr>
<tr><td>担　　当　　名</td><td colspan="3">建設課　土木担当</td></tr>
<tr><td>河 川 路 線 名</td><td colspan="3">市道落合正徳寺線</td></tr>
<tr><td>工 事 場 所</td><td colspan="3">山梨市　正徳寺　地内</td></tr>
<tr><td>事　　業　　名</td><td colspan="3">社会資本整備総合交付金事業</td></tr>
<tr><td>工　　事　　名</td><td colspan="3">市道落合正徳寺線跨線橋下部工工事</td></tr>
<tr><td>工 事 概 要</td><td colspan="3">橋台工（逆Ｔ式橋台）2基
橋脚工（壁式橋脚）3基
カルバート工　L=129m
側溝工　L=38.2m
コンクリート桝工　18基</td></tr>
<tr><td>工 事 価 格</td><td>円</td><td>請負工事価格</td><td>円</td></tr>
<tr><td>消費税相当額</td><td>円</td><td>消 費 税 額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>請 負 工 事 費</td><td>円</td><td>請 負 代 金 額</td><td>円</td></tr>
</table>

山　梨　市

本工事費内訳書

市道落合正徳寺線跨線橋下部工工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　要
橋梁下部	式	1			費目行
A1橋台工	式	1			工種行
A1作業土工	式	1			種別行
床掘 【A1橋台】	式	1			
埋戻し 【A1橋台】	式	1			
残土処理 【A1橋台】	式	1			
A1橋台躯体工（逆Ｔ式橋台）	式	1			種別行
橋台躯体工 【A1橋台・σck=24N/mm2】	m3	268			
鉄筋 【A1橋台・SD345　D13】	t	0.35			
鉄筋 【A1橋台・SD345　D16～D25】	t	11.2			
A2橋台工	式	1			工種行
A2作業土工	式	1			種別行
床掘 【A2橋台】	式	1			
埋戻し 【A2橋台】	式	1			
残土処理 【A2橋台】	式	1			
A2橋台躯体工（逆Ｔ式橋台）	式	1			種別行
基礎材 【A2橋台・RC-40】	m2	91			
均しｺﾝｸﾘｰﾄ 【A2橋台・σck=18N/mm2】	m2	91			
均しｺﾝｸﾘｰﾄ型枠 【A2橋台】	m2	4			
ｺﾝｸﾘｰﾄ 【A2橋台・σck=24N/mm2】	m3	326			
鉄筋 【A2橋台・SD345　D13】	t	0.39			
鉄筋 【A2橋台・SD345　D16～D25】	t	12.7			
鉄筋 【A2橋台・SD345　D29～D32】	t	1.4			

本工事費内訳書

市道落合正徳寺線跨線橋下部工工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
型枠 【A2橋台】	式	1			
足場 【A2橋台・手摺先行】	式	1			
P1橋脚工	式	1			工種行
P1作業土工	式	1			種別行
床掘 【P1橋脚】	式	1			
埋戻し 【P1橋脚】	式	1			
残土処理 【P1橋脚】	式	1			
P1橋脚躯体工（壁式橋脚）	式	1			種別行
橋台躯体工 【P1橋脚・σck=24N/mm2】	m3	146			
鉄筋 【P1橋脚・SD345　D16～D25】	t	11.4			
鉄筋 【P1橋脚・SD345　D29～D32】	t	10.1			
ガス圧接 【P1橋脚・D32】	箇所	24			
P2橋脚工	式	1			工種行
P2作業土工	式	1			種別行
床掘 【P2橋脚】	式	1			
埋戻し 【P2橋脚】	式	1			
残土処理 【P2橋脚】	式	1			
P2橋脚躯体工（壁式橋脚）	式	1			種別行
橋台躯体工 【P2橋脚・σck=24N/mm2】	m3	152			
鉄筋 【P2橋脚・SD345　D16～D25】	t	12.6			
鉄筋 【P2橋脚・SD345　D29～D32】	t	14.5			
ガス圧接 【P2橋脚・D32】	箇所	24			
P5橋脚工	式	1			工種行

本工事費内訳書

市道落合正徳寺線跨線橋下部工工事

名 称・規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
P5作業土工	式	1			種別行
床掘 【P5橋脚】	式	1			
埋戻し 【P5橋脚】	式	1			
残土処理 【P5橋脚】	式	1			
P5橋脚躯体工（壁式橋脚）	式	1			種別行
橋台躯体工 【P5橋脚・σck=24N/mm2】	m3	160			
鉄筋 【P5橋脚・SD345　D16～D25】	t	12.7			
鉄筋 【P5橋脚・SD345　D29～D32】	t	12.5			
ガス圧接 【P5橋脚・D32】	箇所	24			
水路工	式	1			工種行
作業土工	式	1			種別行
床掘 【函渠・桝・擁壁】	式	1			
埋戻し 【函渠・桝・擁壁】	式	1			
残土処理 【函渠・桝・擁壁】	式	1			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	式	1			種別行
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ 【300*300】	m	24			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ 【400*400】	m	15			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ 【500*500】	m	12			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ 【900*800】	m	25			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ 【1400*1000】	m	32			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ 【1500*1000】	m	21			
自由勾配側溝工	式	1			種別行
自由勾配側溝 【700*1000】	m	4			

本工事費内訳書

市道落合正徳寺線跨線橋下部工工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　要
自由勾配側溝 【700*1100】	m	78			
自由勾配側溝 【横断用・300*400】	m	71			
自由勾配側溝 【横断用・300*800】	m	36			
自由勾配側溝 【横断用・400*900】	m	46			
自由勾配側溝 【横断用・500*600】	m	26			
自由勾配側溝 【横断用・500*700】	m	85			
街渠桝工	式	1			種別行
街渠桝 【400×1000×1100】	基	4			
街渠桝 【500×500×600】	基	4			
街渠桝 【700×700×800】	基	1			
街渠桝 【700×700×1100】	基	1			
街渠桝 【1000×1500×1500】	基	1			
街渠桝 【1000×2000×900】	基	1			
街渠桝 【1000×2000×1500】	基	2			
街渠桝 【1500×1000×1100】	基	1			
街渠桝 【3000×1500×1600】	基	1			
街渠桝 【3000×2000×1500】	基	1			
集水桝 【1000×3000×1400】	基	1			
擁壁工	式	1			工種行
擁壁工	式	1			種別行
現場打擁壁工 【H=0.3～1.0m・σck=18N/mm2】	m3	22			
仮設工	式	1			工種行
水替工	式	1			種別行

本工事費内訳書

市道落合正徳寺線跨線橋下部工工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　要
締切排水工 ポンプ排水	式	1			
直接工事費					
共通仮設費計					
共通仮設費(積上分計)					
安全費	式	1			
共通仮設費(率分)	式	1			
純工事費					
現場管理費	式	1			
工事原価					
一般管理費等	式	1			
一般管理費等計					
工事価格					
消費税相当額	%				
請負金額					

山梨市役所

特　記　仕　様　書

事業名：　社会資本整備総合交付金事業

工事名：市道落合正徳寺線跨線橋下部工工事

山梨市

１．適用範囲

この仕様書は「土木工事共通仕様書」（平成 26 年 4 月山梨県県土整備部版と同じ）第 1 章 第 1 節 1-1-2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記共通仕様書による。

２．疑義等

この特記仕様書に記載のない事項及び本工事施工にあたり疑義が生じた場合には、請負者は、監督員と協議しその指示に従わなければならない。

３．工期

工期は、契約日の翌日から平成 27 年 3 月 13 日までとする。

４．工程関係

１）請負者は、工事の施工に先立ち、地元関係者に工事内容の説明を行うものとする。また、その日時、内容については、事前に監督員と協議の上決定するものとする。

２）本工事の施工区間及び施工区分は下表のとおりとするが、警察等第三者との協議の結果、施工時間帯が変更になる場合は、事前に監督員と協議するものとする。

施工区間	施工区分	施工時間
全区間	昼間	8:30～17:00

３）休日は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始とする。請負者は、休日および（２）の施工時間外に作業するときは、様式－28 により、「土・休日・夜間作業届」を監督員に提出するものとする。

５．公害対策関係

１）請負者は、工事に伴い発生する粉じん等により，公衆に迷惑を及ぼすことのないように、清掃には十分に配慮しなければならない。また、散水車等により散水防じんを実施するものとする。

２）請負者は、本工事に伴い周辺構造物に影響があると思われる範囲については、施工中及び施工後において問題が起きないよう対策を講じておくとともに、仮に問題が起きた場合にも、対処出来るような調査・検討を行わなければならない。

６．安全対策関係

１）標識類・防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。特に歩行者通路は確実に確保しなければならない。また、段差等は解消し、必要に応じて仮舗装を実施するものとする。

２）交通誘導員の配置人数は下記のとおりとするが、警察等第三者との協議の結果又は条件変更等に伴い変更する必要が生じた場合は別途協議するものとする。また、交差点内等は必要に応じ増員するものとする。

ア）規　制　区　分　　作業時の供用市道交差部
（供用市道は交通解放とすること）

イ）交通誘導の時間帯　　８：３０～１７：００（実労８時間）

ウ）配　置　人　数　　1人/日・箇所
エ）交通誘導期間　　工事区域から大型車両が頻繁に出入する期間で、
概ね137日・箇所
※ただし、状況に応じ必要となる場合は監督員と協議するものとする

７．工事用道路関係
工事用資材搬入路として、一般道路を使用することになるので、使用中は定期的に点検・清掃等を行うものとする。

８．仮設備関係
仮設構造物（土留め矢板・覆工板）等が必要な場合は監督員と協議するものとする。

９．再生資材の利用
施工者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資　材　名	規　格	備　考
再生クラッシャラン	0-40	埋戻・構造物基礎工・裏込・下層路盤の材料

なお、使用に際し舗装再生便覧等を遵守するものとする。

１０．建設発生土の搬出
（1）1）本工事における建設発生土の処理は、指定処分Bとする。施工者は、搬出先が確定したら直ちに施工計画書または、工事打合簿にて搬出先及び運搬距離を監督員に報告し承諾を得ること。運搬距離については原則8km以内とし、8kmを超える場合はその理由を明確にし、監督員の承諾を得ること。なお、運搬距離は実際の運搬距離に応じて変更するが、8kmを超える場合については8kmとする。この特記事項は、「建設副産物処理基準」（山梨県県土整備部　平成21年2月1日最終改訂）[4]設計・積算・施工３．建設発生土における②指定処分Bに代わるものとする。

2）100 ㎥（地山量）以上の建設発生土を、他市町村へ搬出する場合は「建設発生土搬出のお知らせ」により、受入市町村に報告するとともに、その書類を、工事完成書類に添付しなければならない。

１１．建設廃棄物の適正処理
1）本工事の施工により発生する、コンクリート塊、アスファルト塊、伐採木、伐根材は、廃棄物処理法に基づき該当産業廃棄物の処分業の許可を得ている、再資源化施設で適正に処理すること。
2）その他
ア）処理許可業者に委託する段階で、泥、ゴミ、木片、金属類等を混入させないこと。
イ）地中部分の構造物については、設計図面と異なる場合は監督員と協議するものとする。

１２．再資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

１）請負金額が1,000千円を超える工事については、建設副産物実態調査（センサス）の対象工事であり、請負者は「平成23年度建設リサイクルデータ統合システム－CREDAS(V13)－」により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を施工計画書、または工事打合簿に添付し監督員に提出すること。

２）工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正し、作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を完成書類に添付し、電子データをコンパクトディスク等により監督員に提出すること。

３）入力した工事データは自社で１年間保管するものとする。

４）「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS(最新版)」は下記の方法により入手できる。

　１．国土交通省ホームページからダウンロード

　　URL　http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/download.htm

１３．建設リサイクル法対象建設工事の届出に係わる事項の説明等

請負金額が5,000千円を超える工事については、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後に配布される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うものとする。

１４．施工計画書

１）請負者は、工事請負金額が10,000千円以上の工事について、工事着手前に施工計画書を提出しなければならない。また、10,000千円未満の工事についても、簡易な施工計画書を提出しなければならない。簡易な施工計画書は、最低限以下の内容について記載するものとする。

ア）計画工程表

イ）現場組織表

ウ）施工方法

エ）安全管理

オ）緊急時の体制及び対応

カ）交通管理

２）請負者は、施工計画書または簡易な施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。特に前項のア～カの事項について変更が生じた場合は必ず変更施工計画書を提出すること。

１５．工事支障物件等

請負者は、工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査しなければならない。なお、調査の結果、工事に支障がある場合は、速やかに監督員に報告するとともに、施工方法、工程等について協議しなければならない。

地下埋設物	問合せ先	連絡先	備考
東京電力	山梨カスタマーセンター	0120-995-882	
NTT	㈱NTT東日本-山梨	0120-159-139	
畑かん	笛吹川沿岸土地改良区	0553-22-2469	

流域下水道	㈶山梨県下水道公社	055-263-2738	
山梨市公共下水道	山梨市下水道課	0553-22-1111	
水道	山梨市水道課	0553-22-1111	

１６．排水工関係

本工事の施工に伴い湧水等が発生し、通常の施工方法では処理できない場合については、監督員と協議するものとする。

１７．低騒音型建設機械の使用

１）本工事において、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(S51.3.2 建設省経機発第 54 号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて最終改正 S62.3.30 建設省経機発第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械を使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(H9.7.31 建設省告示第 1536 号最終改定 H13.4.9 国土交通省告示第 487 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

２）施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、工事写真帳に添付すること。

１８．材料確認

１）請負者は、二次製品、半製品、その他監督員が指示した材料について、施工前に監督員の確認を受けなければならない。

２）材料確認の申請は工事打合簿により行うものとする。

１９．段階確認

１）請負者は、下記の項目について、監督員の段階確認を受けなければならない。

ア）床掘確認

イ）路床確認

ウ）路盤確認

エ）その他監督員が指示する段階確認

２）段階確認の申請は工事打合簿により行うものとする。

２０．施工中の立会

１）請負者は、下記の項目の実施にあたって、関係者の立会を受けなければならない。

ア）監督員及び第三者機関において立会が必要と認める事項。

イ）地権者との協議事項。

２）監督員への立会申請書は省略できるものとする（電話連絡で可)。ただし、第三者機関等に立会を依頼する場合は、その機関の指示に従うこと。

３）立会は、立会一覧表（様式－6）にて管理するものとする。なお、第三者機関及び地権者等に立会を依頼した場合は、確認者に押印してもらうこと。

２１．完成検査

１）検査基準は「土木工事施工管理基準および規格値」によるものとする。

２）人員の配置を考え、必要人員を確保するものとする。
２）道路の交通に支障がある場合は、交通誘導員を配置するものとする。

２２．工事完成図書

請負者は、工事完成図書として以下の書類をファイリングし提出しなければならない。

１）工事日誌（様式－2）
２）工事打合簿（様式－1）
３）立会一覧表（様式－4）
４）施工管理表表紙（様式－8）
５）出来形管理表（様式－6、様式－7）（設計・実施数量対比表をつけること）
６）完成図
６）コンクリート品質試験管理票（様式-8）
７）出来型管理表（舗装厚用）（様式－10）
８）舗装展開図・面積計算表
９）再生資源利用計画書（実施書）（様式－11）
１０）再生資源利用促進計画書（実施書）（様式－12）
（契約書・経路図・写真含む）
１１）工事実施工程表
１２）工事現場内における安全管理状況報告書（様式－13）
１３）安全教育・訓練等の実施状況表（様式－15）
１４）施工計画書
１５）変更施工計画書
１６）道路使用許可証の写し
１７）建退共の証書の写し（加入している場合）
１８）その他（保証書、取扱説明書等）

２３．工事写真

請負者は、工事写真として以下の書類を提出しなければならない。

１）写真管理基準に基づき撮影した写真（1 部）
２）その他、監督員が指示する写真（必要部数）

２４．その他

１）住民とのトラブルのないよう従業員教育の徹底を図ること。
２）地権者の要望等により工程が左右される場合があるが、可能な限り対応すること。
３）工事完成後は、後かたづけ、側溝等の清掃を行うこと。
４）請負者は、建設工事必携（H26 年 4 月）「参考資料」を参照し、適切な提出時期に「21.提出書類関係様式集」による様式で書類を提出すること。
５）本工事に関する提出物及び、協議・承諾は、全て工事打合簿（様式-1）に添付しその都度提出すること。特に設計変更に関わる事項については、工事打合簿による提出がない場合は原則として設計変更は行わない。
６）図面等設計図書及び、参考資料には一部個人情報を含むものがあるので、取り扱いには十

分注意すること。